

第1回風連町・名寄市合併協議会 会議録

日時：平成16年4月16日（金）

場所：名寄市民文化センター多目的ホール

石王事務局長：ご案内の時間となりましたので、これより風連町・名寄市合併協議会第1回目の会議をはじめさせていただきます。私は本日の進行を務めさせていただきます、事務局長の石王と申します。よろしくお願いいたします。

はじめに島 多慶志名寄市長よりご挨拶を申し上げます。

島 市長：皆様ご苦勞様でございます。あいにくの天候模様の中、足元の悪い中を、ご出席を賜りましたこととお礼申し上げます。第1回目の会場が名寄市ということで私から先にご挨拶の順が与えられましたので、ご挨拶を申し上げさせていただきます。

ご案内のように平成16年3月30日に風連町・名寄市、ともに臨時議会を開催いたしまして、合併協議を進めることを議会でご承認いただきました。時間を経まして1月の26日に、これまで話し合いを進めておりました、風連から中川までの広域の任意協議会の解散を受けまして、私のほうから下川町さんと風連町さんに改めて生活圏域を同じくする、しかもつながりの大変深い自治体で基礎自治体の再構築をしなければならない、このような申し入れをさせていただいた経過がございます。その後、それぞれの合併検討委員会において、3回の検討協議をさせていただきました。その中で3月30日の議会の提案というところまでこぎつけたところでございます。今日のこの会議は、こうした今までの経過をご説明申し上げながら3月30日に議決を得た、それぞれの規約に基づいての役割分担ということでございます。私はこの会議の代表を行政経験の先輩でございます柿川風連町長さんに是非お願いをしたいという気持ちで協議をさせていただきました。しかし1月26日の話の進め方も含めて、是非、自然体で行こうと、こういうようなお話をいただいて、大変僭越ではございますが会長の任務を引き受けることになった訳でございます。どうぞよろしくお願いいたしますところでございます。柿川副会長さんに、是非この会をスムーズに進めるにあたってのご助言をいただきながら、しっかりとこの組織のスタートをしたいと、このように思っているところでございます。風連町、名寄市の歴史はともに明治32年、明治33年天塩川沿いを中心にして、開拓の鍬が下ろされたわけでございまして、同じ歴史の中でそれぞれの自治体がお互い競い合う形で1次産業をはじめ、いろいろな政策の推進を進めてまいりました。今回、合併協議の中ではこうした歴史をしっかりとお互いに認識し合いながら、それぞれの自治体の持っている特性をしっかりと伸ばしながら、不足するところをお互いに話し合いながら補い合う基礎自治体の再構築をと、このように思っているところでございます。非常にお忙しい立場の委員の皆様ばかりでございますけれども、新しい歴史を作るその重要な役割を担っていただくことをご認識いただき、これからのそれぞれの場におけるご協議にご理解と、合わせてご支援を賜りたいと、このように思っているところでございます。委員の選考にあたりましては、議会の代表の方、あるいはそれぞれの両自治体の学識経験者の皆様をご委嘱させていただきましたけれども、合わせて上川支庁の地域政策部長、中村部長さんにも委員の委嘱を引き受けていただきまして、この両自治体の委員として、もめる

事はあまり予想しておりませんが、是非、中立的な立場でご助言をいただきたいと、この機会にお願い申し上げるところであります。これからの時間は今の合併特例法の期限内ということを目標にしておりますので、11ヶ月しか月日がないことになります。極めて制約された期間でございますけれども、新しい基礎自治体の再構築に向けて皆様方の積極的なご意見をいただきますようお願い申し上げます、甚だ簡単ではございますけれども、開会にあたっての名寄市長としてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

石王事務局長：続きまして柿川弘風連町長よりご挨拶を申し上げます。

柿川風連町長：皆様、ご苦労様でございます。ただいま島市長さんから説明ありましたことで、全ては尽きる訳でございますけれども、二転三転と言ったらいいか、紆余曲折と申し上げたらいいのか、もう後はないという、一対一の合併協ということに相成った訳でございます。両議会において満場一致での議決を見た以上、みんなで知恵を出し合って、そして協力し合って、この地域が将来に向かって大きく発展できる自治体として生まれ変わることを私は祈念申し上げたい。その為には皆さんが力を合わせることはもちろんでございますけれども、大事なことはお互い一人ひとりが信じ合える人間関係を構築しなければなりません。疑ってはいはだめで、信じ合うことから始まって、そして、目標が達成できることを祈念しているところでございます。私もこの協議会の副会長という立場で、島市長ともども真に努力してまいる考えでございます。委員各位の皆様方のご協力を切にお願い申し上げますご挨拶にかえさせていただきます。よろしくお願いたします。

石王事務局長：ありがとうございました。次に委員の皆様にご会長より委嘱状を交付させていただきます。お名前を申し上げますので、その場に起立をしてお受け取りをいただきたいと思います。名寄市議会議長、高見 勉様。

島 会長：どうぞよろしくお願いたします。

石王事務局長：名寄市議会副議長、田中之繁様。風連町議会議長、中野 秀敏様。風連町議会副議長、堀江英一様。上川支庁地域政策部長、中村 秀春様。風連町議会議員、川村正彦様。同じく、木戸口 真様。同じく、遊佐俊充様。同じく、佐藤勝様。同じく、林 寿和様。同じく、野本 征清様。風連町商工会会長、富永紀治様。風連町総合計画町民会議座長、中館利通様。社会福祉法人風連町社会福祉協議会会長、西村璋様。風連町森林組合代表理事組合長、林 正博様。風連町行政区長会会表、上口秀夫様。風連町女性代表、川原夏子様。風連町青年代表、橋本正弘様。名寄市議会議員、黒井徹様。同じく、東 千春様。同じく、熊谷吉正様。同じく、福光哲夫様。同じく、斉藤 晃様。同じく、小野寺一知様。社団法人名寄商工会議所会頭、木賀義晴様。名寄市農業振興審議会会長、中島道昭様。社会福祉法人名寄市社会福祉協議会会長、岡本 肇様。名寄市教育委員会教育委員、高橋ひろ美様。名寄市町内会連合会代表、太田尚光様。社団法人

名寄青年会議所理事長、山崎博俊様。名寄市助役、今 尚文様。風連町助役、池田和憲様。

なお本日、名寄市女性団体連絡協議会会長、野津眞喜子様は本日欠席であります。委嘱状につきましては、事務局より後日お届けをしたいと思います。また監査委員につきましても、別に委嘱をさせていただく予定になっております。

本日の協議会は、規約第9条第2項の規定によりまして、委員の過半数が出席が必要となっておりますが、正・副会長を含めまして、委員35名中34人の出席をいただいておりますので、会議が成立していることをご報告いたします。また規約第9条第1項の規定により、会議の議長は会長が務めることになっておりますので、これからの進行につきましては会長が行うこととなります。島会長、よろしくお願いいたします。

島 会長：それでは本日の会議を進行させていただきますが、どうぞよろしくご協力お願い申し上げます。

最初に規約第9条第5号の規定がございますが、この規定に従いまして、本日の会議録を作成することになります。会議録の署名人として、名寄市よりの選出委員、田中之繁氏、風連町よりの選出委員、富永紀治氏の両氏を示したいと思いますが、お手数でしようが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日協議する内容ですが、報告事項が12件、議案事項が3件、協議事項が1件ございます。主に、この会議の立ち上げに当たっての規程関係が主なものでございます。それでは、報告第1号の風連町・名寄市合併協議会設置に至るまでの経緯から、報告第12号の事務局体制までを一括して報告させます。事務局の説明をお願いします。

中西事務局次長：事務局を担当しております中西と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

最初にお断りを申し上げますけれども、この風連町・名寄市合併協議会は、両市町の議会で設置を議決をいたしまして、北海道に届出を行いました地方自治法及び合併特例法に基づく法定協議会でございます。議会での設置議決の際にこの協議会の根幹をなします「風連町・名寄市合併協議会規約」は添付の資料として同文議決をされております。従いまして、一般的な協議会の第1回目会議では、規約や代表を先ず定めることが通例ではございますけれども、この法定協議会の会議では、規約にあります両市町の長が協議して決定する事項や、規約上会長が別に定めるとした事項について、報告し承認を得ようとするものが主なものとなる訳でございます。

それでは、お手元に配布させていただきました資料の1ページをお開きいただきたい

と思います。報告第1号、風連町・名寄市合併協議会設置に至る経緯について、ご報告をさせていただきます。2ページをお開きいただきたいと思います。風連町・名寄市合併協議会設置に至る経緯についてということで、主なものを掲載しております。

平成14年9月の3日に「名寄・下川・風連広域行政研究会」として、「合併で想定される課題について」研究を始めました、この報告書につきましては平成15年の3月に作成を終えております。平成14年の11月には、西尾私案で小規模自治体の権能を縮小する案が示されました。また、自民党のプロジェクトチームが基礎的自治体の人口を1万人とする提唱がなされております。

これを受けまして、平成15年の6月30日上川北部5町村任意合併協議会が名寄市を除いて設置をされております。平成15年9月30日には名寄市を加えて6市町村での任意合併協議会となりました。平成15年の12月には、任意合併協議会で作成しました「天塩川流域に地域の個性が響き合うまち」という資料を基に住民説明会を各市町村で行っております。平成16年1月の22日になりますけれども、上川北部6市町村任意合併協議会が今後の広域行政の推進を謳いまして解散となり、1月26日には先ほど会長の挨拶にも触れておりますが、議会の特別委員会の小規模合併を推進すべきとの意向を受けまして、風連町と下川町に合併の協議を申し入れたところでございます。3月の3日に風連町と名寄市につきましては、合併協議に同意をいたしまして、3月の8日に、下川町は住民アンケートの結果を受け、合併協議には加わらないとご返事をいただいております。3月の10日からそれぞれ7名ずつの委員で、短期間で具第的な協議を行うために基本方針を持ち寄りまして、第1回目の風連町・名寄市合併検討委員会を開いたところでございます。2回目の協議を15日に行いまして、3月の18日には、双方に地域自治組織を設け、その制度はそれぞれが選択するとした両首長の協議が整いました。3月20日に協議会設置に向けた基本的考え方に全会一致で合意をしております。このことを受けまして、3月の22日から27日まで、それぞれで各5カ所で住民説明会を開催しております。

平成16年3月30日には臨時議会で合併協議会の設置議決が全会一致で可決されております。3月31日には、北海道知事に対しまして、風連町・名寄市合併協議会設置の届出を行っております。

続きまして3ページになりますけれども、3月20日に取り交わしました基本的考え方とする文書の確認書でございます。右側に7項目が記載されておまして、これからの合併協議におきましてはこれを踏まえて協議を積み重ねて行くこととなります。

4ページになりますけれども、報告の第2号、風連町・名寄市合併協議会設置に関する協議についてということでございます。5ページをお開きいただきたいと思います。議会の議決を経まして、平成16年の3月30日に協議会を置くという協議をおこなったものであります。報告の第3号になりますけれども風連町・名寄市合併協議会規約についてということでございます。

7 ページをお開きいただきたいと思います。第 2 条で、名称は風連町・名寄市合併協議会と称する。第 3 条におきまして、協議会がどのような事務を行うかについて 3 点に亘り掲げております。1 点目としては合併に関する協議、2 点目として市町村建設計画の策定、3 点目として、関係市町の合併に関し必要な事項を行っていく、ということになります。それから 4 条では、事務所の位置でございますが、この文化センターの 2 階に事務所の位置を定めるということを謳っております。

第 5 条では委員の皆さんを数を含めて定義をしております。それから 6 条では、先ほど会長の挨拶にもありましたけれども、当協議会に会長 1 名、副会長 1 名を置き、会長及び副会長は長が協議して定めるとした規定でございます。第 9 条では、会長は会議の議長となり、9 条第 2 項では委員の過半数の出席が会議の成立要件としております。また、9 条の 3 項では、会議は公開をするということを謳っております。

10 ページをお開きいただきたいと思います。報告の第 4 号になります。風連町・名寄市合併協議会規約に関する確認についてになります。11 ページをお開きいただきたいと思います。規約の中で関係市町の長が協議して定める事項について確認したものでございます。1 番目としては、会長・副会長の選任についてということで、会長に名寄市長を副会長に風連町長を選任した。2 番目に、規約第 15 条第 2 項に規定する経費についてでございますが、関係市町に交付されます市町村合併推進体制補助金を除きまして、残りの部分を当該年度の地方交付税算定におけます基準財政需要額で按分した額をそれぞれ負担すると定めております。3 点目としては、規約第 16 条に定める監査委員につきましては、名寄市の代表監査委員毛利勝美氏、風連町の代表監査委員茂木正三氏に委嘱するということで、4 月 13 日に確認書を取り交わしております。

それから報告の第 5 号でございますけれども、ここでは幹事会規程についてでございます。13 ページをお開きください。第 1 条で協議会規約に基づきまして幹事会を置くということで必要な事項を定めるということを謳っております。第 3 条で別表に掲げる委員をもって構成するということになっておりまして、風連町は助役と総務課長、名寄市につきましては助役と総務部長、以上 4 名で幹事会を構成する。幹事会の役員につきましては、第 4 条で互選によって役員を定めるということで定めております。

それから報告の第 6 号になりますけれども、専門部会規程についてということでございます。15 ページになりますけれども、規約の 13 条第 2 項で専門部会を置くということでございまして、協議会に提案する事項や、規約の第 3 条各号に定める事務について専門的に協議また調整を行う組織でございます。専門部会は風連町及び名寄市のそれぞれ事務を所管する部長、課長またはその相当職を以て組織をいたします。16 ページに別表がございますけれども、専門部会は 6 部会を予定しております。

報告の第 7 号になりますけれども、事務局規程についてでございます。18 ページの第 2 条で所管して行う事務。第 6 条以降におきまして事務処理上の決裁区分について規程を設けております。

報告の第 8 号でございますけれども、風連町・名寄市合併協議会財務規程についてということでございます。この規程につきましては、協議会の財務について必要な事項を定めておりますけれども、特に 22 ページになりますが、附則の方でこの第 1 回目の協議会開催までに収入すべき歳入を調定し、執行すべき事務に係る費用を支出することができるものとするを謳いまして、この協議会開催前におきましても収入・支出ができることと定めておりますので、ご了承いただきたいと思っております。

23 ページになりますけれども、報告の 9 号、委員の報酬及び費用弁償に関する規程でございますが、この協議会の委員の皆様につきましても、今回の協議会において報酬及び費用弁償を伴いますので、あらかじめこの様に額を定めております。第 2 条で委員と監査委員につきまして、会議等に出席したときには日額 2,600 円、これは風連町の額を参考に決めています。その他費用弁償につきましては会長市であります名寄市の例によるということで定めております。この後ワークショップ等々で市民の皆様にご意見を頂く機会が出てくる訳でございますけれども、そちらの部分につきましてはボランティアということで考えております。

25 ページになりますけれども、傍聴規程についてということで 26 ページ 27 ページにわたり記載をしておりますが、議会の規程を参考に作成しております。

報告の 11 号になりますが、監査委員の選任についてということになりますが、こちらは先ほどの 11 ページで添付しております関係市町の長が協議して定めた事項になりますので、そちらの方をご覧いただきたいと思っております。

報告の第 12 号になりますが、幹事会及び事務局体制についてということで、次のページから記載をしております。組織につきましては会長以下このように定めておりますが、本協議会は幹事会と事務局を一体化させまして効率的な運営を目指しております。事務局内部には 7 名の職員を配置し、そのほかにそれぞれの市町に担当する職員が配置されております。

以上、大変雑駁ではございますけれども報告第 1 号から第 12 号までについてご報告をさせていただきました。

島 会長：ただいま報告第 1 号から第 12 号まで事務局から一括して説明をいたしました。協議会を設置するために必要な事項の報告でございまして、規約などのように議会で議決をいただいているものも中にはございます。これらの報告事項につきましてご質問等がございましたらお受けをいたします。なお会議録を作成するために、大変恐縮でございますが、発言する前に挙手をいただきお名前を申し添えてからご発言をお願い申し上げます。

何かございますでしょうか？

(「異議なし」の声)

ございませんか、ご発言異議なしとの声もございましたので、このような形で進めさせていただきます。内容のものが確認いただけたとこのように思います。

ありがとうございました。

島 会長：それでは次に議案事項に入らせていただきます。議案第1号の風連町・名寄市合併協議会小委員会規定（案）から審議に入ります。事務局から説明をお願いします。

中西事務局次長：それでは31ページをお開きいただきたいと思います。議案第1号でございますけれども、風連町・名寄市合併協議会小委員会規定ということで、32ページから記載をさせていただいております。規約の第11条第2項の規定に基づきまして、小委員会を設置する。第2条によりまして、次の2つの小委員会を置かせていただき、1つ目が新市建設計画小委員会、2つ目といたしまして基本項目等検討小委員会。

第3条では小委員会が行う事務につきまして、協議会から付託された事項について調査又は審議する、ということを謳っております。組織につきまして第4条で、小委員会は協議会の会長が、協議会委員のうちから指名するものをもって組織する、というふうに定めさせていただきたいと思います。第5条は小委員会に次の役員を置くということで、委員長1名、副委員長1名。役員につきましては小委員会委員の互選によって定める。第8条では、会議は傍聴することができる。第10条で、この小委員会の会議の庶務は、私ども事務局で行いたいということで提案させていただきます。よろしくご協議をお願いいたします。

島 会長：ただいま本協議会には、2つの小委員会を設置したいという提案をさせていただきました。このことにつきまして、何かご意見等ございましたらご発言願います。

（「ありません」の声）

ないようでございますので、議案の代表については2つの小委員会を設置させていただくということで、ご承認いただいたということで進めさせていただきます。次に議案第2号、風連町・名寄市合併協議会事業計画（案）につきまして、関連がございますので議案第3号、風連町・名寄市合併協議会予算（案）について2点を一括提案させていただきます。

中西事務局次長：それでは33ページからご覧いただきたいと思います。協議会の事業計画案についてでございますけれども、34ページに事業項目を列記させていただいております。この事業計画を取り組む時期につきましては資料の2を合わせてご覧いただければと思います。1点目の協議会の開催でございますけれども、すでに開催させていただきまして、合併協定項目の協議を節目ふしめで開いてまいりたいというふうに考えております。大きなくくりで2つ目でございますけれども、各種会議の開催ということで運営小委員会というのが初めて出てまいりますけれども、こちらにつきましては必要に応じて開催し、協議会に必要な調整を行って参りたいと考えております。小委員会の開催ということでございまして、本年中の活動が主なものとなりますけれども、新市建設計画の検討、それから基本項目の検討と、それぞれまとめまでを、この会の中で執り行ってまいりたいと考えております。それから幹事会の開催。それから専門的なことを検討し

ます、専門部会の開催。さらに直接担当するもので行います分科会の開催ということで会議をもってまいります。それから事業の実施といたしましては、事務事業の一元化というものがございます。これは、それぞれいろいろな制度を取り入れながらという訳でございませうけれども、これからどう諮っていくかという業務になります。それから新市の例規原案作成。例規を統一していく事務になってまいります。それから、将来構想・新市建設計画の素案作成。小委員会の素案をこちらで作っていくことになります。それから大きなものとなりますけれども、電算システムの統合。それから、この協議会の広報・広聴活動をホームページや協議会だよりを発行しながら行ってまいりたいと思っております。最終的な合併目標でございませう、合併の調印を目指してまいりたいと思っております。36 ページになりますけれども、15 年度と 16 年度の協議会の予算案でございませう。負担金といたしまして 3,019 万 6,000 円。平成 15 年度分といたしまして、風連町 500 万 1,000 円。名寄市として 500 万 7,000 円。16 年度分といたしましては、風連町 488 万 7,000 円。名寄市 1,530 万 1,000 円の負担金をお願いするものですが、これは 15 年度につきましては、国からの補助金を受ける為に必要がございまして、2 日間限りではございませうけれども、15 年度の負担金についてと 16 年度の負担金を分けたものでございませう。道支出金といたしまして 600 万円、地域政策補助金の申請を行いたいと考えているところでございませう。諸収入といたしましては預金利子等ということで 1,000 円を計上いたしまして、合計収入が 3,619 万 7,000 円の予算で執り行ってまいりたいと思っております。歳出でございませうけれども総務費におきましては、事務局の運営に関する経費でございまして、需用費として 138 万 9,000 円。主には事務用品等の消耗品ですとか、事務所を開設するにあたって、いろいろな工事を若干行いましたので、その為の経費。それから役務費としましては、電話料、郵便料など。それから使用料及び賃借料といたしましては、コピー機リースその他でございませう。負担金補助及び交付金でございませうけれども、この部分につきましては、職員手当及び車両のリースについて、負担金として計上させていただいておりまして、名寄市と風連町分をそれぞれ該当分について負担金として戻すという形の中で予算を計上しております。2 款の事業費でございませうけれども、1 項事業推進費でございませうが、1 目会議費でございませう。報酬におきましては、304 万 4,000 円を計上しております。協議会、小委員会、監査委員の報酬をみております。旅費等につきましては 12 万 5,000 円を計上させていただいておりまして、需用費といたしましては、会議資料の印刷費ということで 97 万 4,000 円を計上しております。委託料につきましては 252 万円。これは会議録の作成に伴います委託でございませう。使用料及び賃借料につきましては、各種会議の開催に伴います会場使用料でございませう。調査研究費でございませうが、ここが最大の予算付けになっておりまして、9 節の旅費につきましては、委員の研修旅費。それから 11 節で、ここでは住民の意向調査等の資料の作成の為の経費をみております。13 節の委託料、ここでは調査業務、先ほど事業計画で申し上げました事項につきまして、説明の方に改めて記載させていただいておりますけれども、

これらを一括してコンサルにかけるための委託料を計上しております。3目の広報広聴費でございますけれども、フォーラムを数回開催したいと考えておりますし、11節の需用費でございますけれども、協議会だよりを毎月発行したり、パンフレット等の作成を行うための経費を計上しております。役務費につきましては、郵便料、パンフレットなり、協議会だより等を送付するための宅急便の経費等でございます。13節の委託料でございますけれども、ホームページの作成管理費ということで31万5,000円を計上いたしております。予備費といたしまして、1,000円。歳出合計3,619万7,000円で、歳入、歳出同額で予算を計上させていただいております。以上でございます。

島 会長：議案の2号に関連して、資料1、2という横長の紙が入っております。こちらも含わせて説明をお願いします。

中西事務局次長：資料の1でございますけれども、合併協議会の組織体系図ということで記載させていただいております。合併協議会は合併に関する協議及び決定機関ということで35名の委員の皆様をご委嘱申し上げまして会議を行う。それから、右側のほうになりますけれども、小委員会を2つ作りまして、新市建設計画小委員会では15名、基本項目等検討小委員会では17名の委員の皆様をお願いいたしたいと思っております。新市の建設計画小委員会につきましては、ワークショップで住民の声を取り入れてまいりたいと思っております。その下に幹事会と事務局を合体させたものを置きまして、この協議会にかかる内容につきまして、協議をしてみたいと思っております。左のほうに運営小委員会というものがございますけれども、こちらは必要に応じて、適宜開催するということで、協議会全般の調整を行ってまいりたいとするものでございます。なお、事務局の横には職員で構成します専門部会。その下に直接担当するものが行います分科会を開いて、いろいろな資料の作成に当たってまいりたいと思っております。

資料の2でございますけれども、作業スケジュールについてでございます。ここはあくまでも平成18年3月に新市が誕生するということを仮定した場合のスケジュールでございます。1番目の法定協議会というのがこの会議になりますけれども、おおよそ11月までに協定項目の協議・決定を終えまして、12月には建設計画の決定と協定書の決定をすることになるかと思っております。12月の計画書・協定書ができた以降につきまして、住民説明会に入ることになるかと、このように考えているところでございます。3月におきましては、合併協定書の調印というふうに思っております。それから、合併協定書が調印された以降につきましては、新市の合併の準備室をという形の中で動いていくのかな、というふうに考えております。2行目の事務局の作業と北海道との調整につきましては参考としてご覧いただきたいと思っております。3行目になりますけれども、将来構想・新市建設計画の策定ということで4月、これからかなり急いで基礎データの収集と現状の把握を行いまして、将来構想の策定が7月ということで、ここまで将来構想のダイジェスト版の作成をぜひ終えたいと思っております。これが終わり次第、住民の意向を拾い出す為のアンケート等をできれば行いたいと考えておまして、建設計画の財政計

画を含む素案の作成につきましては、11月までに行いたいということでございます。財政シュミレーションにつきましては、ここで謳っております財政シュミレーションはごく一般的なものとしての記載となっております。新市の建設計画に織り込む事項につきまして、調整をしながら財政のシュミレーションを作成して、住民に対する説明会に備えたいと考えております。次の事務事業の一元化という部分では、事業ごとの課題の洗い出しを行いまして、調整方針を検討し協議会にかけていくという形になります。新例規の立案という部分につきましては、新市の誕生までに全ての事案を終わらせるということで、合併協定書の調印後につきましても、引き続き例規作成の為の業務を行ってまいりたいとするものでございます。1番下になりますけれども、電算システムの統合作業ということでございます。今、名寄市、風連町では違うシステムを使用している関係がありまして、この電算システムの統合については、時間と経費を要するものと考えております。以上でございます。

島 会長：ただいま議案第2号、議案第3号それぞれ事業計画、予算等に関わる資料も含めて、作業スケジュール等も含めて概要でございますが説明をさせていただきました。これらの議案の内容を通じて、質問等がございましたらご発言いただきたいと思います。

説明をしてすぐということで大変恐縮に存じておりますが、何かお気づきの点がございましたら、何でも結構でございますのでお出しただけたらと思っております。

これから本協議会、小委員会で具体的な課題等について、そこで協議いただけるということで、大枠でこのようにご承認いただくということによろしゅうございますか？

（「異議なし」の声）

島 会長：「異議なし」ということございましたので、議案第2号、風連町・名寄市合併協議会事務計画案については、この計画どおり進めさせていただきます。また予算案につきましても、提案どおりご承認いただけたものとして取り扱いさせていただきます。ありがとうございました。

島 会長：それでは議案の協議事項に入ります。協議第1号、風連町・名寄市合併協議会小委員会委員の指名及び役員の選任についてを議題といたしまして、事務局から説明をお願いいたします。

中西事務局次長：先ほどの議案第1号、風連町・名寄市合併協議会小委員会規定第2条に基づきまして、新市建設小委員会と基本項目等検討小委員会が設置されることとなりました。同規定の第4条によりまして、委員会の所属は会長が指名することとなっておりますのでよろしくをお願いいたします。

島 会長：小委員会の所属については案がございまして、文書で配布させていただきます。事務局で配布方をお願いいたします。

(事務局 文書配布)

島 会長：ただいま、基本項目と建設計画の2つの小委員会に、各委員の皆様に分かれていただくということでの案を配布させていただきました。是非、こちらの方でなければ、このようなお話がありましたらお出しいただきたくと思いますが、いかがでしょうか。

別段、ご発言がないのでこの案で、基本項目の小委員会と建設計画の小委員会、それぞれ所属の確認をお願い申し上げます。それでは早速、第1回目の小委員会を開催して、委員長及び副委員長の選出をお願いしたいと思います。なお、委員長が選出するまで、それぞれの会議の会場を連絡させていただきますので、ぜひご案内に従っていただければと思います。なお、委員長が決まるまで、小委員会の進行については、座長として助役の職にあります今委員、池田委員のご両名、大変ご苦勞様ですが、座長の取り扱いをお願い申し上げます。では、暫時休憩させていただきます。

第1回 風連町・名寄市合併協議会会議録について、正確であることを証明するため、ここに署名する。

風連町・名寄市合併協議会 委 員 田 中 之 繁

風連町・名寄市合併協議会 委 員 富 永 紀 治